

令和 7 年度消費生活相談概要



令和7年度に千葉市消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は **6,309 件**で、前年度より **358件増加**しました。相談件数の多い商品・役務の上位3項目は前年度と同じですが、いずれも件数は増加しています。

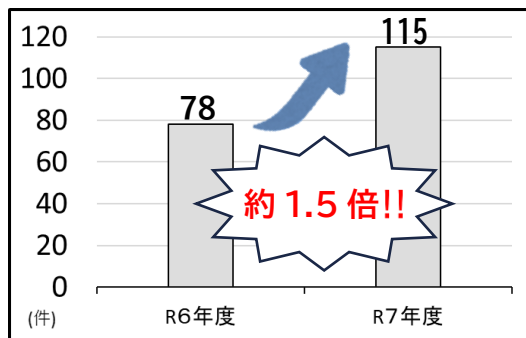
相談件数の多い商品・役務

() 内は前年度の順位・件数

1 位 (1 位)	商品一般 611 件 (589 件)	商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談 (事例)「クレジットカード会社から身に覚えのない請求が来た」
2 位 (2 位)	役務その他 サービス 389 件 (310 件)	役務に関する相談のうち、該当する分類項目がない相談 (事例)「災害による家屋の破損箇所は無いかと業者が来訪し、火災保険の申請サポート契約を交わしたが信用できるか」
3 位 (3 位)	賃貸アパート 264 件 (200 件)	集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート等に関する相談 (事例)「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」

急増している相談内容

<SNS を通じた詐欺と思われる相談件数の推移>



SNS を通じて知り合った相手から投資に勧誘され詐欺にあったなど、**SNS をきっかけとした詐欺的トラブルに関する相談が急増**しています。

事例3 SNS 経由で暗号資産の投資を勧められ、免許証の写真を送った後に個人名義の口座にお金を振り込んだ。その後さらに追加の入金を指示されたが、個人情報の悪用も心配になり、不審に思った。

- 「必ず儲かる」「あなただけ」といった文言は、まず疑いましょう。
- いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう!



高齢者の見守りチェックポイント

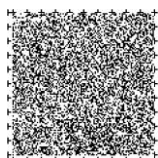
見守りのチェックポイントを活用し、高齢者の消費者被害の未然防止や、早期発見に役立てましょう。

普段から以下の様子を確認しましょう!

- 見慣れない業者が出入りしていないか
- 見慣れないもの、未使用のものが増えているか
- 不審な書類(見積書など)がないか
- お金に困っている様子はないか

今回紹介した各事例のチェックポイント

- 【事例1】新しい機器や、不自然な工事跡はないか
- 【事例2】インターネット代等の請求額が急に高くなっていないか
- 【事例3】スマートフォンを見ている時に、周囲から画面を執拗に隠そうとしていないか



消費者被害注意報(No.127)

Topics

気づかいうちに定期購入に! ?

内容はこちら
を確認 ▶▶

